



# 鳥取県公報

平成 29 年 5 月 9 日 (火)  
号外第 46 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（35）（警察本部警務課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則及び鳥取県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則（4）（警務課）・・・・・・・・・・ 3

## 規 則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第35号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第62号）の施行期日は、平成29年5月22日とする。

# 公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則及び鳥取県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 9 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 鳥取県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則及び鳥取県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

(交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部改正)

第1条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">警察署</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 25%;">所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県琴浦大山警察署</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	警察署	名称	位置	所管区	略				鳥取県琴浦大山警察署	略			略				<p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">警察署</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 25%;">所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八橋警察署</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	警察署	名称	位置	所管区	略				鳥取県八橋警察署	略			略			
警察署	名称	位置	所管区																														
略																																	
鳥取県琴浦大山警察署	略																																
略																																	
警察署	名称	位置	所管区																														
略																																	
鳥取県八橋警察署	略																																
略																																	

(鳥取県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県警察署協議会に関する規則(平成13年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">警察署協議会</th> <th style="width: 40%;">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県琴浦大山警察署協議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	警察署協議会	委員の定数	略		鳥取県琴浦大山警察署協議会	略	略		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">警察署協議会</th> <th style="width: 40%;">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八橋警察署協議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	警察署協議会	委員の定数	略		鳥取県八橋警察署協議会	略	略	
警察署協議会	委員の定数																
略																	
鳥取県琴浦大山警察署協議会	略																
略																	
警察署協議会	委員の定数																
略																	
鳥取県八橋警察署協議会	略																
略																	

附 則

この規則は、平成29年 5 月22日から施行する。